

2025 年度

学 生 便 覧



朝日医療専門学校広島校

はじめに

本校は、柔道整復師、はり師、きゅう師の養成施設として、また、学校教育法による専修学校として広島県知事から認可を受けた専門学校です。

専修学校の目的は「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」(学校教育法第124条)となっています。

この目的を達成するために本校では次のような教育目標を設定しています。

建学の精神

原点は人、伝えたい技術とところ

実践的な職業教育を通じて有為な人材を養い
仁術と慈愛に満ちた人に優しい社会人を育む

創設者 本徳 義明

教育理念（育成人材像）

人命の尊さと人の尊厳を重んじることを基本とし、豊かな人間性の涵養を図るとともに、保健・医療・福祉に関する専門的な知識・技術を追求、地域社会において広く活躍できる人材を育成する。

教育目標

- ① 生命の尊さと人の尊厳を重んじることを基本とし、人間の痛みや苦しみを分かち合える豊かな人間性を養う。
- ② 専門的知識・技術に基づき、疾病の治療から身体機能の回復、維持・向上を図り社会復帰や社会参加を目指す人々を支援する能力を修得する。
- ③ 広い視野を持ち、保健医療システムの中で医師や他の保健医療従事者と連携しつつ、自らの役割と責任を担う心構えを身につける。
- ④ 科学的、合理的なものの見方や考え方を習得するとともに自主・自立・自律の精神に富んだ主体的な判断力を培う。

この「学生便覧」には、朝日医療専門学校広島校で学ぶにあたり、その方法、授業内容、留意事項、諸手続き等について記してあります。勉学を順調に進めるために、熟読し全体を理解した上で学生生活を有意義なものにしていただきたいと思います。

目 次

I. 学修について	
1. 学期	1
2. 授業時間等	
3. 授業科目	
4. 休業	
5. 単位の基準・単位付与	2
6. 既修得単位の取り扱い	
7. 試験	3
8. 成績評価	4
9. 進級及び卒業の基準	
10. 出席・欠席等についての諸注意	
11. 休学	6
12. 復学	
13. 退学	
14. 懲戒	7
15. 柔道整復学科の教育内容	8
16. 鍼灸学科の教育内容	10
II. 学生生活について	
1. クラス運営	12
2. 健康に関すること	
3. 授業料等の納入	13
4. 奨学金制度	
5. 教育ローン制度	
6. 進学	14
7. 就職、研修、アルバイトの相談	
8. ハラスメントについて	
9. 諸注意	
10. 文字の取扱いについて	16
11. 学生証	
12. 諸手続き	
13. 図書室の利用	18
14. 学生の課外活動	19
15. 学友会	
16. 同窓会「広島朝日会」の準会員制度	
朝日医療専門学校広島校 学則	20
朝日医療専門学校広島校 学友会 会則	28
朝日医療専門学校広島校 同窓会「広島朝日会」会則	30
教室等配置図・避難経路図	34
書式集	
① 公欠届	36
② 治癒証明書	37
③ 身上変更届	38
④ 証明書交付願	39
⑤ 学割証交付願	40

I. 学修について

1. 学 期

本校の学期は原則として次の2期とします。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

2. 授業時間等

(1) 授業日 毎週月曜日～金曜日

※土・日曜日（祝日および臨時休講の振替講義と学内での臨床実習やスポーツ現場などの学外実習を実施することがあります。）

(2) 授業時間

	昼間部（午前コース）	昼間部（午後コース）
1時限	9：00～10：30	13：00～14：30
2時限	10：40～12：10	14：40～16：10

3. 授業科目

授業科目は、その内容により基礎分野、専門基礎分野、専門分野に区分され、通信・講義・演習・実習・実技の種類があり、1年間にわたる通年科目、前期・後期で終了する科目、一定期間に集中して行なう科目等があります。

4. 休 業

(1) 休業日

① 土曜日（講義日、実習日を除く）、日曜日（実習日を除く）、国民の祝日

② 創立記念日（2月1日）：ただし、休校日は別の日に振り替える。

③ 夏 期（8月1日～8月31日の間で本校が定める期間。）

④ 冬 期（12月20日～1月7日の間で本校が定める期間。）

⑤ 春 期（2月15日～4月10日の間で本校が定める期間。）

※校長が必要と認めたときは、休業日に授業を行い、または、休業日以外の日を臨時に休業日とすることがあります。

(2) 臨時休講

やむを得ない理由により授業が休講になる場合、事前に掲示あるいは学生サイト、Google Classroom（グーグルクラスルーム）で連絡します。

① 広島県南部（広島・呉地区）に特別警報が発令された場合、臨時休講とします。

② 広島県南部（広島・呉地区）に次の警報が発令された場合、臨時休講とします。

・大雨及び暴風警報または洪水及び暴風警報

③ ①または②の警報が発令された場合、右表のとおり臨時休講とします。

区分	警報発令	授業
昼間部 (午前コース)	(基準) 午前 7 時 (状況) 継続または以降に発令	休講
昼間部 (午後コース)	(基準) 午前 10 時 (状況) 継続または以降に発令	休講

- ④ 地震、風水害、雪害等の天災及び緊急事態が発生し、授業に支障があると校長が判断した場合、休講の指示を行いますので、学生サイト、Google Classroom（グーグルクラスルーム）で確認ください。
- ⑤ 現住所において上記の理由等により、通学が困難と判断した場合、通学を見合わせてください。その際、理由を学校及び担任に連絡してください。

5. 単位の基準・単位付与

- (1) 講義・演習は 15 時間から 30 時間までの学習の内容をもって 1 単位とします。
- (2) 実技・実習は 30 時間から 45 時間までの学習の内容をもって 1 単位とします。
- (3) 臨床実習は 45 時間の学習の内容をもって 1 単位とします。
- (4) 通信は 45 時間の学習の内容をもって 1 単位とします。
- (5) 原則として開設した科目の授業が終了した年度末に所定の単位を付与します。

6. 既修得単位の取り扱い（単位互換制度）

本校では、教育上有益と認めるときは、学生が学校教育法に基づく大学等又は他の医療関係職種の養成施設において既に履修した単位については、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 取り扱いの範囲

基礎分野、専門基礎分野について、本校の認定基準を満たす場合は、修得したものとみなすことができます。但し、専門分野については、必ず本校で習得する必要があります。
- (2) 申請方法

単位認定の希望者は所定の申請用紙に必要事項を記入し、指定された期日までに単位取得証明書を添付して教職員室窓口まで提出してください。
- (3) 認定基準

基礎分野については成績証明書（単位取得証明書）により、専門基礎分野については成績証明書（単位取得証明書）と筆記試験（70 点以上を合格）により認定します。
- (4) 認定に関する注意
 - ① 本校としては、全科目履修されることが望ましいと考えています。
 - ② 申請された科目が必ず認定されるものではありません。
 - ③ 認定された科目について、申し出により受講することができます。受講される際は、必ず受講願を提出してください。

- ④ 認定された科目に代わる措置として、他の科目の自学、自習に努めるなど、その時間を有効活用してください。

7. 試 験

授業科目修了の評価のために、定期試験、臨時試験、追試験、再試験を実施します。科目によっては、平常点（出席、授業態度、宿題等）を加味して評価することがあります。

（1） 定期試験

- ① 試験の科目及び時間割は、試験開始日の約 2 週間前に掲示します。
- ② 講義・演習科目は、各科目の出席時数が **3分の2** 以上を満たしていないと受験・評価の対象となりません。
- ③ 実技・実習科目は、各科目の出席時数が **5分の4** 以上を満たしていないと受験・評価の対象となりません。

（2） 臨時試験

学校長が必要と認めた場合、定期試験以外に進級・卒業等に係る臨時試験を行うことがあります。

（3） 追試験

次の理由により定期試験を欠席した場合、所定の手続きによる許可を得て、追試験を受験しなければなりません。

- ① 公共交通機関等の遅延（証明書必要）
- ② 忌引（会葬御礼等必要）
- ③ 学校保健安全法が指定した伝染病（診断書等必要）
- ④ 校長が特にやむを得ないと認めた場合

受験を許可された学生は、指定期間内に追試験料として1科目につき 3,000 円を納入してください。ただし理由（公欠・インフルエンザ等）によっては追試験料が免除されます。

受験しなかった場合は、当該科目は、不認定となります。

（4） 再試験

定期試験で **59** 点以下（不合格）の科目があるときは、再試験を受験しなければなりません。該当者は、指定期日内に再試験料として1科目につき 3,000 円を納入してください。

受験しなかった場合、当該科目は不認定となります。

（5） 追試験の再試験

追試験において **59** 点以下（不合格）の科目があるときは、再試験を受験しなければなりません。該当者は、指定期日内に再試験料として1科目につき、3,000 円を納入してください。

（6） 追試験の成績

追試験の成績は、上限を **80** 点とします。

（7） 再試験の成績

再試験の得点が **60** 点以上の場合は、その得点を **60** 点とします。

(8) 受験に対する諸注意

- ① 試験時間は 90 分です。
- ② 試験中机上に置く事ができる物品は次のものとします。
 - a) 筆記用具 (鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆けずり)
 - b) 時計 (携帯電話「スマートフォン」、腕時計型のウェアラブル端末「スマートウォッチ」等の使用は不可)
 - c) その他試験監督者の許可を得たもの
- ③ 不正行為があった場合、該当科目はもちろんその期間中の全科目の試験が不認定となります。また、学則により処罰されます。
- ④ 試験を行う教室では、全て監督者の指示に従ってください。
- ⑤ 追・再試験を受験する場合は、学生証及び「追・再試験申込用紙」を机上に提示してください。※学生証を忘れた場合は監督者に申し出ること。
- ⑥ 携帯電話等は、電源を切り、荷物とともに指定の場所に置いてください。

(9) 試験の実施期日

- ① 前期末試験 9月上旬から 9月中旬
- ② 後期末試験 2月中旬から 2月下旬

8. 成績評価

(1) 科目ごとの成績評価について

学年末での成績の評価は、課題や定期試験、追試験、再試験の成績及び平素の学習状況や臨時試験の成績によって評価されます。科目の成績評価の表示は、次のとおりです。

成 績	評 価	単 位
80 ～ 100 点	優	認 定
70 ～ 79 点	良	
60 ～ 69 点	可	
～ 59 点	不可	不認定

(2) 各学年での成績分布について

(目的)

奨学金などの給付対象を決定する際、対象学生の学習への取り組み状況を報告するうえで成績分布を作成、提出します。学習への取り組みに改善が必要と思われる学生（クラス内での成績分布において下位 1/4 に該当する学生）には担任より指導を行います。

(成績分布算出方法)

当該学年度で履修科目点数の合計を平均し算出します。

クラス（学年別、学科別、コース別）内で成績（年間の平均点が 91 点以上、90 点以下、80 点以下、70 点以下、60 点以下、50 点以下）にわけて分布状況を確認します。

9. 進級及び卒業の基準

進級・卒業の認定基準は次のとおりです。

(1) 進級の基準

各定期試験、臨時試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案した成績評価に基づき、認定会議の審議を経て決定します。

① 原則として、全ての科目を取得しなければ、次の年度に進級できません。

② 進級基準の認定が受けられないときは、留年になります。

③ 留年者のうち、基礎分野の科目で既に単位を取得している者はその履修は免除となりますが、専門基礎分野、専門分野の取得単位は失効となります。

(2) 卒業の基準・認定

原則として、卒業までに開設している全科目について、『可』以上の認定を受けなければなりません。

(3) 在学年数

6 年在学して、卒業の認定を受けられないときは除籍となります。

10. 出席・欠席等についての諸注意

(1) 本校では、医療人として相応しい人間性、社会的習慣を育むことを目的として、全出席を基本的原則としています。予測できない病気等で欠席する場合も考えられますので、日頃から全出席を心がけてください。

(2) 疾病その他の理由により授業等を長期にわたり欠席する場合、所定の用紙に証明書を添付のうえ、教職員室窓口へ提出してください。

(3) 遅刻、早退は 1 回で 1 コマ (90 分) の欠課とします。

(4) 公共交通機関の遅延により、欠席、欠課、遅刻、早退する場合は、公欠届 (P36) に証明書を添付のうえ、教職員室窓口へ提出してください。

- (5) 学校保健安全法施行規則第 18 条規定の伝染病（インフルエンザ等）による出席停止は、治癒後、公欠届（P36）に治癒証明書（P37）又は、登校停止期間掲載の診断書を添付のうえ、教職員室窓口に提出してください。
- (6) (5) 以外の感染症（ノロウイルス等）も出席停止の対象になる場合があります。
- (7) 3 親等内の親族の死亡による忌引きの場合、公欠届（P36）に証明書を添付のうえ、教職員室窓口に提出してください。
※3 親等：2 日間、2 親等以内：7 日間の公欠席扱いとします。
- (8) 社会的意義があると認められる理由で欠席しようとする場合、公欠届（P36）に証明書（招聘状・活動内容がわかるパンフレット等）を添付のうえ、事前に教職員室窓口に提出してください。
- (9) 公欠届は公欠の前後 1 週間以内に提出してください。
- (10) 上記（4）～（8）に該当するときは出席扱いとなります。
- (11) 3 年次の就職活動における公欠は、就職候補先への施設見学・説明会参加・採用試験等の詳細を事前に担任または学生部に伝え「就職活動のための公欠・早退・遅刻届」を提出してください。終了後には「就職活動・採用試験証明書」を速やかに提出してください。
- (12) Web ポータル上での出欠状況に関して事実と差異があった場合は、1 週間以内に申し出ること。それ以降に関しては原則変更等の対応はしません。

11. 休 学

病気その他やむを得ない理由で、長期にわたり修学が困難な場合は、願い出により休学することができます。休学する場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、医師の診断書または理由書等を添え、校長に提出しなければなりません。

休学期間は申請時からその年度末日までとします。それ以降も続けて休学しようとするときは、改めて相談してください。休学期間は、在学期間に算入しません。また、該当期間中の在籍料として半期 60,000 円・全期 120,000 円を納入しなければなりません。

詳しくは、担任に問い合わせてください。

12. 復 学

復学を希望する場合は所定の用紙を校長に提出しなければなりません。休学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければなりません。また、復学する時期により、授業、進級及び卒業に制限を加えることがあります。

13. 退 学

退学しようとする学生は、保護者または保証人連署のうえ、学生証を添えて所定の用紙を提出し、校長の許可を受けなければなりません。ただし、退学を希望するときにはできるだけ早めに担任等に相談してください。退学が認められたときは、許可証を発行します。

(授業料等の返還)

前納した授業料については、前期前納した場合は3月31日までに、後期前納した場合は9月30日までに所定の用紙にて退学を申し出た場合には、それぞれにおいて返還し、それ以降の申し出については返還しないものとします。

また、全納した年間授業料については、前期開始前3月31日までに所定の用紙にて退学を申し出た場合はその全額を、後期開始前9月30日までに所定の用紙にて退学を申し出た場合は、後期授業料相当額を返還することとし、後期開始以降の退学の申し出については返還しないものとします。

※退学の意思表示は、『退学願』が学校に到達した時からその効力を生ずる。

14. 懲 戒

本校の規則に違反、又は学生の本分に反する行為をした者には、懲戒処分を行うことがあります。懲戒の種類は、『訓告』、『停学』、『退学』とします。

次のいずれかに該当する学生は、認定会議の審議を経て、校長が退学処分します。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない学生。
- (2) 規定による在学期間を超えてもなお修学できない学生。
- (3) 休学期間を超えてもなお復学できない学生。
- (4) 死亡または長期にわたり行方不明の学生。
- (5) 著しく学校の秩序を乱す言動や、重大な刑事事件を起すなど、本校の学生として相応しくない学生。

15. 柔道整復学科の教育内容

分野区分	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14
	小 計	14
専門基礎分野	人体の構造と機能	16
	疾病と傷害	12
	柔道整復術の適応	2
	保健医療福祉と柔道整復の理念	8
	社会保障制度	1
	小 計	39
専門分野	基礎柔道整復学	13
	臨床柔道整復学	18
	柔道整復実技	17
	臨床実習	4
	小 計	52
合 計		105

(1) 各分野の概要

基礎分野

① 科学的思考の基盤・人間と生活

- ・ 科学的、理論的思考力を育て、人間性を高め、自由で主体的な判断力を培う。
- ・ 生命倫理、人権とその尊厳について幅広く理解できるようにする。
- ・ 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。

専門基礎分野

① 人体の構造と機能

- ・ 人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。

② 疾病と傷害

- ・ 健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を養う。

③ 柔道整復術の適応

- ・ 適切な柔道整復術を行うため、柔道整復が適用されるか否かの判断能力を養う。

④ 保健医療福祉と柔道整復の理念

- ・ 国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。
 - ・ 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。
 - ・ 柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。
- ⑤ 社会保障制度
- ・ 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように、必要な知識と基礎的な能力を養う。

専門分野

① 基礎柔道整復学

- ・ 柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。

② 臨床柔道整復学

- ・ 柔道整復術に必要な知識と技能を修得し、問題解決能力を養う。
- ・ 柔道整復に関する社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。

③ 柔道整復実技

- ・ 種々の外傷に必要な予防（高齢者、競技者等）と治療の技術を修得する。
- ・ 柔道整復に関する社会的要請の多様化に対応できる臨牀的観察能力、分析力を養う。

④ 臨床実習

- ・ 柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者との適切な対応を学ぶ。
- ・ 施術者としての責任と自覚を学ぶ。

16. 鍼灸学科の教育内容

分野区分	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14
	小 計	14
専門基礎分野	人体の構造と機能	15
	疾病の成り立ち その予防及び回復の促進	16
	保健医療福祉とはり及びきゅうの理念	3
	小 計	34
専門分野	基礎はり・きゅう学	10
	臨床はり・きゅう学	15
	社会はり・きゅう学	2
	実習	16
	臨床実習	4
	総合領域	10
	小 計	57
合 計		105

(1) 各分野の概要

基礎分野

① 科学的思考の基盤・人間と生活

- ・ 科学的、理論的思考力を育て人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。
- ・ 生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。
- ・ 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
- ・ 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。

専門基礎分野

① 人体の構造と機能

- ・ 人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。

② 疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進

- ・ 健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。

③ 保健医療福祉とはり及びきゅうの理念

- ・ 保健医療福祉制度の中におけるはり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。
- ・ 人々が生涯を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。

専門分野

- ① 基礎はり・きゅう学
 - ・ 「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「はり・きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。
- ② 臨床はり・きゅう学
 - ・ 「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、適・不適の判断能力を養う。
- ③ 社会はり・きゅう学
 - ・ 現代社会における現状と課題を踏まえ、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。
- ④ 実習
 - ・ 社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。
- ⑤ 臨床実習
 - ・ はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。また、施術者としての責任と自覚を養う。
- ⑥ 総合領域
 - ・ 「はり、きゅう」は、伝統医療として経験が重視される施術であり、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう総合的に理解する。
 - ・ 本校の特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。

Ⅱ. 学生生活について

1. クラス運営

本校では、学校生活をより一層有意義に送ることができるよう、ホームルーム制度を設けています。

(1) クラス担任

クラス担任は、クラスの学生の学生生活に関する諸問題、特に勉学、健康、交友関係、経済状態、休学、退学等の身上に関する事、その他、一人ひとりのよき相談相手となり、適切な解決の道を見出すよう指導、助言を与えます。どんなことでも積極的に相談してください。

(2) クラス委員

クラス委員は、学生相互の意見や希望などを取りまとめ、また、学校からの連絡事項をクラス全員に伝えるなどの役割を果たします。

クラス委員を中心として、全員がクラス内の良好な人間関係、明るい雰囲気づくりを心がけ、快適な学生生活を送れるよう協力してください。

委員の選任は互選となります。

(3) クラス連絡

Google Classroom (グーグルクラスルーム) アプリを使用して、担任または科目担当者から連絡するので、各自確認すること、また、個人的に連絡する場合はメール (学校内のアカウント) を主に使用します。

2. 健康に関すること

豊かで充実した学生生活を送るため、また、医療人として働くための第一の基盤は、心身の健康です。日頃から健康の維持増進に心がけてください。

(1) 定期健康診断

本校では、学校教育法、学校保健法等に基づいて、毎年全学生を対象に健康診断を実施しています。学生は、必ずこの健康診断を受けなければなりません。

(2) 健康保険証

遠隔地から本校に入学し、自宅外から通学している学生で、個人の健康保険証が無い場合は、健康保険証の「遠隔地被保険者証」を用意してください。

(3) 附属施術所の利用

身体の具合が悪いときや校内でケガをした時など附属施術所で治療を受けることができます。

(4) 保険の適応

登下校時、学校での教育活動時において、ケガ、事故等にあった場合は、すみやかに教職員室窓口へ連絡してください。学生災害傷害保険、学校賠償責任保険が適応されます。治療終了後、所定の書類を提出してください。

3. 授業料等の納入

授業料は、年額を2期に分けて前納することになっています。指定する金融機関に期限までに振込みをしてください。

(1) 授業料及び納入期限

年次	授業料	納入期限
後期	660,000円	9月末日
次年度前期	660,000円	3月末日

(2) 振込先

口座	トマト銀行 <small>ホウカンチョウ</small> 奉還町支店 普通 6093417
名義	<small>ガク</small> 学校法人 <small>アサヒリョウガクエン</small> 朝日医療学園

(3) 納入方法

上記振込先に納入してください。納入期限までに学納金の納入を怠り、督促をしてもなお納入しないときは、受験・評価の対象になりません。また、懲戒処分になります。

(4) 領収書

預貯金通帳への印字または金融機関の発行する受取書をもって領収書に代えさせていただきます。振込み時の受取書等を大切に保管してください。

(5) 在籍料

前期開始までに1年間の休学を願い出た場合、在籍料として120,000円を、4月から9月末までの途中から後期の休学をする場合は、前期分の学納金の全額(660,000円)と後期開始前の9月末日までに、後期分の在籍料(60,000円)を納入しなければなりません。何れも前納することになっています。

4. 奨学金制度

有意義な学生生活を送るためには、心身の健康とともに経済的な裏付けが必要です。経済的な理由から修学が困難なときは、日本学生支援機構の奨学金制度を利用することができます。

ただし、奨学金等については制限があり、必ずしも利用できるわけではありません。

5. 教育ローン制度

奨学金以外にも各種教育ローンを利用することができます。

- (1) 各銀行教育ローン
- (2) 各信販会社教育ローン

6. 進学

(1) 在校生の他学科への進学

柔道整復学科または鍼灸学科の学生であって、他学科へ入学を希望する学生は、学生部へ相談してください。特典があります。

(2) 大学への編入について

大学への編入学や通信教育の受講を希望する学生は、各担任へ相談してください。

7. 就職・研修、アルバイトの相談

接骨院、整骨院、鍼灸院、病院、福祉施設、スポーツクラブ等への就職・研修及びアルバイトを希望する学生は、遠慮なく担任または学生部に相談してください。ただし、研修、アルバイトについては、学業との両立が困難と判断される場合は、斡旋を見合わせる場合があります。

8. ハラスメントについて

ハラスメントとは、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの嫌がらせをさします。

本校では、心理的・身体的に健全な環境の中で、医療人を目指す学生として、男女がお互いに相手の立場を尊重する人間関係をつくり、有意義な学生生活をおくることができるようにしています。

しかし、学校生活において、相手方の意に反した性的な性質の言動を行なったり、教員などによる個人的なつきあいなど、それに対する対応によって学業を遂行する上で不利益になったり、またそれを繰り返すことによって就学環境を著しく悪化させるようなハラスメント（嫌がらせ）が生じることも考えられます。

いろいろな人間関係において、このような心理的・身体的な苦しみをもたらす行為を受けたとき、または、このような行為を見かけたときは、担任または教職員へ相談してください。相談者のプライバシーは絶対守りますし、相談することで不利益になることは絶対にありません。

9. 諸注意

(1) 掲示

学生への伝達、連絡事項（教室変更、時間割変更、休講、試験の実施、成績発表、学生の呼び出し、教務・学生部に関する連絡事項等）は掲示、学生サイト、Google Classroom（グーグルクラスルーム）により行います。

掲示板は校舎 4・5・6 階のエレベーターホールにありますので、学生サイトと合わせて毎日必ず見るようにしてください。

(2) 服装

服装は、その人の知性と教養を表すといいます。医療人を目指す本校の学生にふさわしい服装を心がけてください。

(3) 施設、備品等の使用上の注意

学校の機器備品等を所定の場所から許可なく持ち出したり、勝手に移動しないようにしてください。また、学校の施設・備品等を汚損または紛失したときは、弁償しなければならないことがありますので、大切に扱ってください。

(4) 貴重品の管理について

貴重品は各自の責任において管理してください。特に実技や実習などで教室を移動するときは、貴重品は必ず携帯するか、各自のロッカーに保管してください。

(5) 喫煙について

学校敷地内全面禁煙となります。敷地内喫煙や満 20 歳未満の喫煙は見つけ次第厳しく指導します。

(6) 飲食について

指定の場所以外での飲食は禁止です。飲食できる場所は各ホームルーム及び 6 階自習スペース、6 階と 7 階自習室のみです。また、授業中は水分補給のみ許可しますが容器等を机上に置かないように注意してください。

(7) 通学方法

学生の通学については、公共交通機関を利用するか、徒歩・自転車で通学してください。公共交通機関の利用や自転車での通学が著しく困難な場合はオートバイ（自動二輪車）での通学が可能です。自転車・オートバイ（自動二輪車）での通学は許可制となっていますので、所定の手続きを行なってください。また、登録者には許可証（ステッカー）を発行しますので、自転車・オートバイ（自動二輪車）の目立つ箇所に貼付し、学校が指定した場所に駐輪・駐車してください。自動車での通学は禁止です。

※自宅から学校までの距離が 3km 以上の学生に限り、オートバイ（自動二輪車）での通学を申請することができます。

(8) 郵便物及び学生の呼び出しについて

学生個人に対する郵便物は、学校宛に送付してはいけません。また、電話の取り次ぎは、一切できません。ただし、家族の急病・事故など緊急の場合は、休憩時間に呼び出すことができます。

- (9) 個人ロッカーの使用について
学生に保管用ロッカーを在学中貸し出します。ロッカーの管理は各自が責任を持って行ってください。
- (10) 携帯電話等
授業中は携帯電話等の電源を切ってください。
- (11) 自習教室
授業以外の時間に自主学習する場合は、各ホームルーム、6階と7階の自習室、7階基礎医学実習室、図書室を使用してください。授業や補習等で使用している場合は他の空いている場所を探して使用してください。
それぞれの教室によって私語や飲食などのルールが異なります。必ずルールを順守して使用してください。
また、使用後は必ず身の回りの清掃を行ってください。
- (12) 授業においてボイスレコーダーやデジタルカメラを使用する場合は担当教員の許可を得てください。
- (13) ICT教育について
学校からの案内、クラスからの案内、授業資料配信などは、Google Classroom（グーグルクラスルーム）や Google カレンダー、Gmail を通して行います。
Google Classroom（グーグルクラスルーム）、Google カレンダー、Gmail の使用については、学校から支給する専用のアカウント「(学籍番号) H*2*****@hrs.asahi.ac.jp」を使用します。
授業で使用する端末（ノート PC またはタブレット）は、授業を受けるまでに各自充電をしておいて下さい。
授業で使用する端末（ノート PC またはタブレット）は、インターネット接続が可能になるように、事前に端末情報を学内ネットワーク利用申請して下さい。
授業で使用する端末（ノート PC またはタブレット）を変更した場合は、直ちに学内ネットワーク利用申請をして下さい。
授業資料は、Google Classroom（グーグルクラスルーム）を使用して配信します。授業開始までに授業資料を各自ダウンロードなどして、各自閲覧する準備をしておいて下さい。

10. 文字の取扱いについて

各種証明書、書類、学生証、各種表示等、氏名を含む文字の取扱いは、コンピューターで処理を行う関係上、JIS 第 1 水準および第 2 水準までとなりますので、あらかじめご了承ください。特殊な文字については、JIS 第 1 水準および第 2 水準程度の文字に置き換えられるか、カタカナ等で表記されることがあります。

11. 学生証

(1) 学生証について

学生証は、本校の学生であることを証明するものです。常時携帯し、求められたときにはいつでも提示ができるようにして下さい。次のような場合に、提示が求められます。

- ① 試験を受けるとき
- ② 通学定期券を購入するとき
- ③ 各種証明書の発行を願い出るときや受領するとき
- ④ 本校の施設・備品を利用、借用するとき
- ⑤ その他学校が指示するとき

(2) 学籍番号

学生証に記入されている学籍番号は、在学中の学生登録番号です。

(3) 学生証交付

入学後に交付します。有効期限は3年間です。留年・休学等で期限が切れる場合は再交付の手続きをしてください。

(4) 学生証の再交付

学生証を紛失、汚損したときは、すみやかに再交付の手続きをしてください。

12. 諸手続き

(1) 学生旅客運賃割引証（学割証）

普通乗車券で片道区間100kmを超えて乗車する場合、乗車券運賃が2割引になります。帰省等でJRを利用するときに、教職員室窓口に申請してください。

(2) 各種証明書及び諸手続き

各種願（届）、証明書等の交付願いは、教職員室窓口に備え付けてあります。所定の用紙に必要事項をボールペンで記入してください。申請書によっては、印鑑が必要となる場合がありますので確認してください。

※次ページの『証明書・願・届出一覧表』参照

(3) 身上等の変更

身上等に変更が生じた場合は、直ちに教職員室窓口に届けてください。

※現住所、保護者保証人住所、改姓、保護者保証人の変更、電話番号の変更等

証明書・願・届出 一覧表			
証明書・願・届出	要印鑑	期日	手数料
公欠届 (P36)	—	随時	—
身上変更届 (P38)	○	〃	—
身元保証人変更届	○	〃	—
休学願	○	〃	—
復学願	○	〃	—
退学願	○	〃	—
学生証再交付願 (要写真)	—	〃	500 円
名札再交付願	—	〃	150 円
在学証明書 (P39)	—	前日まで	200 円
成績証明書 (P39)	—	〃	200 円
卒業証明書 (P39)	—	〃	200 円
卒業見込証明書 (P39)	—	〃	200 円
単位修得証明書 (P39)	—	〃	200 円
その他証明書 (P39)	—	〃	200 円
学割証交付願 (P40)	—	〃	—
通学証明書交付願	—	〃	—
施設使用願	○	1 か月前まで	—
追試験申込書 再試験申込書	—	指定期日内	1 科目 3,000 円

※ 勤労学生控除に係る証明書を申請される方は、必要な書類を提出先にご確認の上、証明書交付願を教職員室窓口に申請してください。

13. 図書室の利用

本校の図書室には、主に医療・福祉・スポーツに関する図書を所蔵しています。図書室に気軽に足を運ぶ習慣をつけてください。

(1) 開室日

月曜日 ～ 金曜日 (授業期間中のみ)

土曜日、日曜日、祝日、年末年始等は休室とします。

また、臨時休室、開室については、その都度掲示でお知らせします。

(2) 開室時間

8時45分～17時45分まで

(3) 利用方法

自由に利用してください。ただし、貸し出しは一部の書籍のみとし、期間は1週間とします。ルールを守り、他の利用者の迷惑にならないよう利用してください。

(4) コピー機の利用

室内にコイン式(5円、10円、50円、100円、500円硬貨使用可能)のコピー機を設置しています。各自でこれを利用してください。

図書の複写については、著作権法に基づき、その責任は、全て利用者が負わなければなりません。

14. 学生の課外活動

学生は、お互いに研究や親睦、健康の増進や体力の向上を図るために、サークル活動を行うことができます。活動を実施するためには、構成員数を10名以上とし、責任者及び顧問(教職員)を決め「サークル活動願」を提出し、設立の許可を受けてください。

しかし、サークル活動の為に学業をおろそかにすることは許されません。

15. 学友会

本会は朝日医療専門学校広島校学友会と称し、在校生全員でもって構成され、諸行事の主体的開催者となることや同窓の学習、福利厚生、親睦等の円滑な推進を図ることを目的に結成されています。

運営委員は原則としてクラス委員長(各クラスにおける代表者1名)で構成されています。

しかし、学友会活動の為に学業をおろそかにすることは許されません。

16. 同窓会「広島朝日会」の準会員制度

本校には卒業生・教職員で組織されている「広島朝日会」と称する同窓会があります。「広島朝日会」は、会員相互の研鑽や親睦を図るとともに母校の発展と柔道整復と鍼灸医療の向上発展に寄与することを目的とする会です。

卒業後も同窓生相互の結びつきや、母校との結びつきが重要になります。したがって在学中から準会員として全員同窓会に加入し、同窓会活動に参加し、将来の結束への準備を始めることにしています。

朝日医療専門学校広島校 学則

第1章 総則

- 第1条 (目的) 本校は、学校教育法及び柔道整復師法並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づき、柔道整復師、はり師、きゅう師に関する知識・技能を教授し、もって医の倫理、科学的精神の確立を創造できる有資格者を養成するとともに国民保健に寄与する人材を育成することを目的とする。
- 第2条 (名称) 本校は、朝日医療専門学校広島校という。
- 第3条 (位置) 本校は、広島県広島市西区己斐本町1丁目25番15号に置く。
- 第4条 (自己点検、評価) 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成する為、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

- 第5条 (課程、学科、修業年限、定員) 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
医療専門課程	柔道整復学科	昼間部	3年	30人	90人	3	午前コース
		昼間部	3年	30人	90人	3	午後コース
	鍼灸学科	昼間部	3年	30人	90人	3	午前コース
		昼間部	3年	30人	90人	3	午後コース
総計				120人	360人	12	

- 第6条 (学年及び学期) 本校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 本校の学期は次のとおりとする。
- 前期 4月1日から9月30日まで。
- 後期 10月1日から3月31日まで。
- 第7条 (休業日) 本校の休業日は次のとおりとする。ただし校長が特に必要と認める場合には、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。
- (1) 土曜日、日曜日。
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。
- (3) 夏季休業日 8月1日～8月31日の間で本校が定める期間。
- (4) 冬季休業日 12月20日～1月7日の間で本校が定める期間。
- (5) 春季休業日 2月15日～4月10日の間で本校が定める期間。
- (6) 創立記念日
- 2 教育上必要があり、且つやむを得ない事情があるときは、前項の規定に拘わらず休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災、その他急迫の事情がある時は、臨時に授業を行わないことがある。
- 第8条 (年間必要授業日数) 1年間の授業を行う期間は40週にわたることを標準とする。

第3章 教育内容、単位数及び教員組織

- 第9条 (教育内容、単位数) 本校の教育内容及び単位数等は、別表1、別表2のとおりとする。
- 第10条 (単位) 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 通信については、大学通信教育設置基準第5条の規定に定める45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とする。
- 第11条 (単位の認定) 試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案した成績評価を行う。
- 2 前条第1項第3号に規定する通信制科目については、柔道整復学科にあっては、柔道整復師学校養成施設指定規則別表第一備考二に掲げる施設において、鍼灸学科にあっては、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則別表第一備考二に掲げる施設において、本校の教育内容と同一内容の科目を履修した場合に、基礎分野に限り7単位を超えない範囲で本校での履修に替えることができる。
 - 3 単位の認定は、認定会議の審議を経て、校長が決定する。
- 第12条 (成績評価) 科目担当者が、試験・受講状況・出席状況等を統合し、下表の通り評価する。

評価	評価基準	摘要
優	80点～100点	認 定
良	70点～79点	
可	60点～69点	
不可	0点～59点	不認定

受験に際して不正行為があった場合、当該学期の全授業科目、または一部の授業科目を不認定とする。

- 第13条 (始業及び終業) 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時間	終業時間	曜日
医療専門課程	柔道整復学科	昼間部 (午前コース)	9:00	12:10	月～金曜日
		昼間部 (午後コース)	13:00	16:10	
	鍼灸学科	昼間部 (午前コース)	9:00	12:10	月～金曜日
		昼間部 (午後コース)	13:00	16:10	

- 2 ただし、学校行事、校外授業及び実習、実験のときは上記の限りではない。その他、校長が必要と認めた時は、始業又は終業の時刻を変更することができる。

- 第14条 (教職員組織) 本校に次の教職員を置く。
- (1) 校長 1名
 - (2) 教員 13名以上(専任教員)
 - (3) 事務職員 5名以上(専任)
 - (4) 学校医 1名(兼務)
- 2 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

- 第15条 (入学資格) 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
 - (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
 - (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
 - (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 第16条 (入学時期) 本校の入学時期は毎年4月1日とする。
- 第17条 (入学の出願) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第39条に定める入学検定料及び必要書類を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- 第18条 (入学者選抜の方法及び評価) 第17条の手続きを終了した者に対して、次の入学者選抜を行い入学者を決定する。
- (1) 推薦入学試験。
 - (2) 一般入学者選抜試験。
 - (3) AO(アドミッションオフィス)入学試験。
 - (4) 特別入学試験。
- 2 入学者選抜の評価は次のとおりとする。

評価	評価基準	摘要
A	80点～100点	書類選考 学力評価 論文評価 人物評価
B	70点～79点	
C	60点～69点	
D	0点～59点	

- 第19条 (入学の手続) 入学試験に合格した者は、定められた期間内に第39条の入学金等を添え手続きをとらなければならない。
- 2 校長は、前号の手続きを完了した者に入学を許可する。
- 第20条 (忌引) 学生本人の親族に不幸があった場合に、忌引を受けようとする者は速やかに忌引届を校長に提出しなければならない。
- 2 忌引期間は、原則として2親等内は引続き7日間、3親等は引続き2日間を限度とする。
- 第21条 (転入学) 本校への転入学を希望する者がある場合は、教育計画及び学科実習の進展が

- 同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には選考の上許可することができる。
- 第22条 (休学) やむを得ない事由により休学しようとする者は、所定の休学届を提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 休学の期間は原則として当該学年内とする。
- 3 休学は原則として同学年で1回限りとする。
- 第23条 (復学) 前項の者が復学しようとする場合は、所定の復学届を提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 第24条 (転部) 転部は原則として認めない。
- 第25条 (在学期間) 在学期間は休学期間を除き、6年を超えることはできない。
- 第26条 (異動の届け) 本人又は保証人の身分に異動もしくは住所変更等があった場合は、直ちに所定の届を校長に提出しなければならない。
- 第27条 (退学) 退学しようとする者は保証人連帯の上、学生証を添えて、所定の退学届を提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 第28条 (除籍) 次の各号の一に該当する者は、認定会議の審議を経て、校長が除籍する。
- (1) 授業料等の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者。
- (2) 第25条に定める在学年限を超えた者。
- (3) 第22条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者。
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者。
- 第29条 (補講) 原則として行わない。
- 第30条 (試験) 試験は、校長が定める学科について行う。ただし、3学年においては受験認定試験及び卒業試験を行うことがある。なお、該当学期における各授業科目につき講義・演習については3分の2以上、実習については5分の4以上の出席がなければ、当該科目の試験を受けることはできない。
- 第31条 (再試験) 各試験で不合格の授業科目があった者に対しては、再試験を受けさせることができる。
- 第32条 (追試験) やむを得ない事由により試験を欠席した者は、速やかに追試験願を校長に提出し、追試験の許可を受けることとする。
- 第33条 (他の大学又は専修学校等における修得単位の取扱い) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は他の医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣の指定を受けた学校又は厚生労働大臣の指定を受けた養成施設において既に履修した科目については、免除することができる。
- 2 前項の規定による科目の免除は、認定会議の審議を経て、校長が認定する。
- 第34条 (進級の認定) 総合的に勘案した成績評価に基づき、認定会議の審議を経て校長が決定する。
- 第35条 (卒業の認定) 所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者については、認定会議の審議を経て校長が卒業を認定する。
- 第36条 (称号の授与) 前条により、医療専門課程を終了した者は、専門士(医療専門課程)と称することができる。

第5章 賞 罰

- 第37条 (褒賞) 成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。
- 第38条 (懲戒) 本校の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、校長が学生に対し懲戒処分を行うことがある。
- 2 懲戒の種類は、訓告・停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第6章 入学金及び授業料

第39条 (学生納付金) 本校の入学金及び授業料等の納付金は次のとおりとする。

入学検定料	2万5千円
入 学 金	30万円
授 業 料	132万円(前期:66万円、後期:66万円)

- 2 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料、その他の納付金を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 正当な理由がなく納入金が滞納された場合は、校長において出席停止、又は退学を命じることができる。
- 4 入学辞退者に係る学生納付金のうち入学金は、事由のいかんにかかわらずこれを返還しない。ただし、授業料は、3月31日までに所定の用紙にて入学辞退を申し出た場合には返還することとし、それ以降の申し出については返還しない。
在学者に係る前納した授業料については、前期前納した場合は3月31日までに、後期前納した場合は9月30日までに所定の用紙にて退学を申し出た場合には、それぞれにおいて返還し、それ以降の申し出については返還しない。
また、全納した年間授業料については、前期開始前3月31日までに所定の用紙にて退学を申し出た場合はその全額を、後期開始前9月30日までに所定の用紙にて退学を申し出た場合は、後期授業料相当額を返還することとし、後期開始以降の退学の申し出については返還しない。
- 5 校長が必要と認めるときは別に定めるところにより入学金、授業料の一部又は全部を減免することができる。
- 6 休学を許可された学生については、当該期間中の在籍料として半期6万円・全期12万円を納入しなければならない。
- 7 第1項及び第6項に定めた納付金以外は徴収しない。

第7章 健康診断等

第40条 (健康診断) 学校保健法第6条の規定に基づき、健康診断を年1回別に定めるところにより実施する。

第8章 雑 則

第41条 (施行細則) この学則の施行についての細則は校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。
- 1 第9条に係る別表3(開設時における2、3年次生分)及び第42条第2項は、該当する学生の卒業を待って廃止する。
- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。
- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。
- 1 この学則は平成24年4月1日から施行する。
- 1 この学則は平成28年4月1日から施行する。
- 1 第9条に係る別表1-(2)、2-(2)は、該当する学生の卒業を待って廃止する。
- 1 この学則は平成30年4月1日から施行する。
- 1 第9条に係る別表1-(1)、2-(1)は、該当する学生の卒業を待って廃止する。

- 1 第 5 条および第 13 条に係る本校の課程のうち夜間部については、柔道整復学科および鍼灸学科とも、該当する学生が卒業する 2021 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 1 この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

柔道整復学科教育課程表

(別表1)

教育内容	指定 単位数	授業 方法	授業科目	履修 区分	単位数	時間数	1学年		2学年		3学年		
							単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	
基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活	14	通信	人文科学Ⅰ	必修	2	90			2	90			
		〃	人文科学Ⅱ	〃	2	90			2	90			
		〃	社会科学	〃	2	90			2	90			
		講義	自然科学Ⅰ	〃	2	40	2	40					
		〃	自然科学Ⅱ	〃	2	40	2	40					
		〃	自然科学Ⅲ	〃	2	40	2	40					
		〃	自然科学Ⅳ	〃	2	40	2	40					
小計	14				14	430	8	160	6	270			
専門基礎分野	人体の構造と機能	講義	解剖学Ⅰ	必修	4	80	4	80					
		〃	解剖学Ⅱ	〃	4	80	4	80					
		〃	生理学Ⅰ	〃	4	80	4	80					
		〃	生理学Ⅱ	〃	2	40	2	40					
		〃	運動学	〃	2	40			2	40			
	疾病と傷害	講義	病理学概論	必修	2	40			2	40			
		〃	一般臨床医学	〃	4	80					4	80	
		〃	外科学概論	〃	2	40			2	40			
		〃	整形外科	〃	2	40			2	40			
		〃	リハビリテーション医学	〃	2	40					2	40	
	柔道整復術の適応	2	講義	柔道整復術の適応	必修	2	40					2	40
	保健医療福祉と 柔道整復の理念	8	講義	衛生学・公衆衛生学	必修	2	40			2	40		
			〃	関係法規・職業倫理	〃	2	40			2	40		
			実習	保健体育Ⅰ	〃	2	80			2	80		
〃			保健体育Ⅱ	〃	2	80					2	80	
社会保障制度	1	講義	社会保障制度	必修	1	20	1	20					
小計	37				39	860	15	300	14	320	10	240	
専門分野	基礎柔道整復学	講義	基礎柔道整復学Ⅰ	必修	3	60	3	60					
		〃	基礎柔道整復学Ⅱ	〃	4	80			4	80			
		〃	基礎柔道整復学Ⅲ	〃	4	80			4	80			
		〃	基礎柔道整復学Ⅳ	〃	2	40			2	40			
	臨床柔道整復学	講義	臨床柔道整復学Ⅰ	必修	2	40					2	40	
		〃	臨床柔道整復学Ⅱ	〃	2	40					2	40	
		〃	臨床柔道整復学Ⅲ	〃	2	40					2	40	
		演習	臨床柔道整復学Ⅳ	〃	4	80					4	80	
		〃	臨床柔道整復学Ⅴ	〃	4	80					4	80	
		〃	臨床柔道整復学Ⅵ	〃	4	80					4	80	
	柔道整復実技	17	実習	柔道整復実技Ⅰ	必修	2	80	2	80				
			〃	柔道整復実技Ⅱ	〃	2	80	2	80				
			〃	柔道整復実技Ⅲ	〃	2	80	2	80				
			〃	応用柔道整復実技Ⅰ	〃	2	80			2	80		
			〃	応用柔道整復実技Ⅱ	〃	2	80			2	80		
			〃	応用柔道整復実技Ⅲ	〃	2	80			2	80		
			〃	応用柔道整復実技Ⅳ	〃	5	200					5	200
	臨床実習	4	実習	臨床実習Ⅰ	必修	1	45	1	45				
			〃	臨床実習Ⅱ	〃	1	45	1	45				
			〃	臨床実習Ⅲ	〃	1	45			1	45		
〃			臨床実習Ⅳ	〃	1	45			1	45			
小計	48				52	1480	11	390	18	530	23	560	
合計	99				105	2770	34	850	38	1120	33	800	

鍼灸学科教育課程表

(別表2)

教育内容	指定 単位数	授業 方法	授業科目	履修 区分	単位数	時間数	1学年		2学年		3学年		
							単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	
基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活	14	通信	人文科学Ⅰ	必修	2	90			2	90			
		"	人文科学Ⅱ	"	2	90			2	90			
		"	社会科学	"	2	90			2	90			
		講義	自然科学Ⅰ	"	2	40	2	40					
		"	自然科学Ⅱ	"	2	40			2	40			
		"	自然科学Ⅲ	"	2	40			2	40			
		"	自然科学Ⅳ	"	2	40					2	40	
小計	14				14	430	2	40	10	350	2	40	
専門基礎分野 人体の構造と機能	12	講義	解剖学Ⅰ	必修	4	80	4	80					
		"	解剖学Ⅱ	"	1	20	1	20					
		"	解剖学Ⅲ	"	4	80	4	80					
		"	生理学Ⅰ	"	4	80	4	80					
		"	生理学Ⅱ	"	2	40	2	40					
	12	講義	病理学概論	必修	2	40			2	40			
		"	衛生学・公衆衛生学	"	2	40					2	40	
		"	臨床医学総論	"	2	40			2	40			
		"	臨床医学各論Ⅰ	"	4	80			4	80			
		"	臨床医学各論Ⅱ	"	2	40					2	40	
保健医療福祉とはり 及びきゅうの理念	3	講義	関係法規・健康保険学	必修	2	40					2	40	
		"	医療概論	"	1	20	1	20					
小計	27				34	680	16	320	12	240	6	120	
専門分野 基礎はりきゅう学	9	講義	東洋医学概論Ⅰ	必修	3	60	3	60					
		"	経絡経穴概論	"	5	100	5	100					
		"	鍼灸理論	"	2	40			2	40			
	臨床はりきゅう学	13	講義	東洋医学概論Ⅱ	必修	3	60			3	60		
			"	病態生理学	"	2	40					2	40
			"	鍼灸診察概論	"	2	40			2	40		
			"	鍼灸臨床論Ⅰ	"	2	40			2	40		
			"	鍼灸臨床論Ⅱ	"	3	60					3	60
	社会はりきゅう学	2	講義	社会鍼灸学	必修	2	40					2	40
			実習	鍼灸入門実習	必修	2	80	2	80				
	実習	15	"	鍼基礎実習	"	2	80	2	80				
			"	灸基礎実習	"	1	40	1	40				
			"	体表観察実習	"	1	40			1	40		
			"	鍼灸診察実習	"	2	80			2	80		
			"	現代鍼灸実習	"	1	40			1	40		
"			東洋医学実習	"	2	80			2	80			
"			鍼灸応用実習Ⅰ	"	3	120					3	120	
臨床実習	4	実習	臨床実習Ⅰ	必修	1	45	1	45					
		"	臨床実習Ⅱ	"	1	45	1	45					
		"	臨床実習Ⅲ	"	1	45			1	45			
		"	臨床実習Ⅳ	"	1	45					1	45	
総合領域	10	演習	鍼灸総合演習Ⅰ	必修	5	100					5	100	
		"	鍼灸総合演習Ⅱ	"	5	100					5	100	
小計	53				57	1560	15	450	16	465	26	645	
合計	94				105	2670	33	810	38	1055	34	805	

朝日医療専門学校広島校 学友会 会則

[制定]平成20年6月27日

(名称)

第1条 本会は朝日医療専門学校広島校学友会と称し、本部を同学内に置く。

(目的)

第2条 本会は朝日医療専門学校広島校の教育活動に賛同し、学生の研修および実習、福利厚生、親睦等の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成させるために次の事業を行う。

- (1) 学生の課外活動並びに学生活動に関すること。
- (2) その他本会の目的達成に必要な事項。

(会員)

第4条 本会は朝日医療専門学校広島校の学生全員を会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監査 2名以内
- (4) 執行委員 5名以上25名以内

(顧問)

第6条 本会に顧問を置く。顧問は本会への勧告、指導、助言をする。

- 2 顧問は、教職員1名を常任とし、必要に応じ教職員を非常任とする。
- 3 非常任の顧問は会長の承諾を持って充てる。

(役員を選任)

第7条 会長は総会において会員の中から選出する。

- 2 執行委員は、原則としてクラス長（各クラスにおける代表者1名）および各部の代表者で構成する。
- 3 副会長と監査は執行委員の中から会長が任命する。

(任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員補充による役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員が辞任または任期満了の際は、後任者が就任するまで前任者がその職を行う。

(役員職務権限)

第9条 役員職務権限は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長の職務執行が困難なときは、その職務を代行する。
- (3) 監査は財産の状況を監督し、会議に出席し意見を述べることができる。

(総会)

第10条 総会は本会の議決機関であり、会長が召集する。

- 2 総会は毎年1回以上開催し、総会には議長をおき、会長をもって充てる。
 - (1) 毎年6月に開催する総会を、通常総会とする。
 - (2) 通常総会以外に必要な場合に開催する総会を、臨時総会とする。
- 3 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画および予算の審議
 - (2) 事業報告および決算の承認
 - (3) 部活動の継続継承
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他、総会に付議する必要を認める重要事項
- 4 総会の成立は、会員の過半数の出席をもって成立することとする。ただし、あらかじめ委任状を会長あてに提出した場合出席したものとみなす。
- 5 総会における議事は、出席会員の過半数をもって決議する。可否同数の時は議長決済とする。

(役員会)

第11条 役員会は総会の事前協議機関とし、会長が召集する。

(経費)

第12条 本会を運営するための費用は年会費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 本会の会費は、上限3,000円とする。また、すでに納入した会費は原則として返戻しない。

第14条 会費は、1年分を毎年年度初めに徴収するものとし、その徴収事務は学校に委嘱する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(部活動)

第16条 サークルの結成承認は次のとおりとする。

- (1) サークルを結成したい者は、所定の用紙に必要事項を記入し、会長に願い出なければならない。
 - (2) サークルの創立願が提出された場合、会長は学友会顧問と協議の上、総会の承認を得たのちに創立を認めることができる。
- 2 各サークルの代表者は年1回、申請書類一式を会長に提出し、通常総会でサークルの継続を承認されなければならない。
 - 3 サークル活動の維持が困難な場合は廃部とする。また、継続願の未提出をもって判断する。

附 則

この会則は平成20年6月27日より施行する。

この会則は平成22年7月16日に改正された。

この会則は平成26年6月6日に改正された。

この会則は平成29年5月29日に改正された。

朝日医療専門学校広島校 同窓会「広島朝日会」会則

第 1 章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、朝日医療専門学校広島校同窓会で『広島朝日会』と称する。

第2条 (本 部)

本会は、本部を広島県広島市西区己斐本町1丁目25番15号 朝日医療専門学校広島校内に置く。

第3条 (会 員)

本会は、次の各号によって会員を構成する。

- (1) 正会員 朝日医療専門学校広島校卒業生および広島医療体育学院専門学校柔道整復学科卒業生
- (2) 学生会員 朝日医療専門学校広島校在校生
- (3) 本校における教職員（特別会員）
- (4) 本会の目的に賛同し理事会の承認を得たもの

第4条 (目 的)

本会は、会員相互の親睦を図り、会員の社会活動の進展を図るとともに柔道整復師および鍼灸師の発展に寄与し、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

第5条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 柔道整復・鍼灸の学理ならびに技術の研究
- (2) 柔道整復・鍼灸の普及
- (3) 会員大会・クラス会その他本会会員相互の親睦および福利厚生
- (4) 会報・その他必要と認める出版物の刊行
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第6条 (入 会)

本会の会員は、入会金を納入しなければならない。

- 2 入会金は本校卒業時に納入する。
- 3 入会金を納めた者は退会の申し出がない限り終生会員とする。
- 4 入会金については別に定める。

第7条 (会員の義務)

会員は氏名、住所、職務等身上に移動を生じたときは、遅滞なく本会事務局へ報告しなければならない。

第 2 章 役 員

第8条 (役 員)

本会に次の各号の役員を置く。

- (1) 最高顧問 (朝日医療学園 理事長)

- (2) 名誉会長 (朝日医療専門学校広島校 学校長)
- (3) 会 長 1名
- (4) 副会長 1名
- (5) 理 事 3名
- (6) 会計監査 1名

第9条 (役員を選出)

役員は正会員の中から選出する。

- 2 会長、副会長および理事の選出は、本会員の互選により、総会の議決を得て行う。

第10条 (理 事)

正会員5名 (会長・副会長含む) で構成する。

第11条 (会計監査)

正会員の中から会計監査を1名任命する。

第12条 (職 務)

役員は次の各号の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に任務遂行困難なことが生じたときにはその職務を代行する。
- (3) 理事は会務を審議し、分担執行する。
- (4) 会計監査は本会の資産状況および会務執行の状況を監査し、その結果を総会で報告する。

第13条 (任 期)

役員任期は4月1日から3月31日までの2年とする。但し、再任できるものとする。

- 2 役員に任務遂行が困難なことが生じた時、その役員代理の者を理事会で決定する。但し、任期は前任者の残余期間とする。

第 3 章 事務局

第14条 本会に事務局を置く

第15条 事務局は朝日医療専門学校広島校教職員がその任にあたる。

第16条 事務局は会務処理に当たる。

第 4 章 会 議

第17条 (議 会)

本会の会議は総会および理事会とし、会長が召集する。

第18条 (総 会)

総会は正会員の過半数の出席をもって成立する。但し、書面による委任は出席とみなす。

また、出欠の返信の無い場合は総会における議決は会長に委任するものとする。

- 2 定例総会は年1回、原則として5月に開催する。但し、必要により臨時に開催することができる。

- 3 総会は次の各号の事項を審議・決定する。
 - (1) 本会の財産の処分
 - (2) 会則の制定及び改廃（細則を含む）
 - (3) 会長、副会長および理事の選出
 - (4) 予算及び決算の承認
 - (5) 会員の除名
 - (6) その他必要と認めた事項
- 4 総会を召集するときは、その2週間前までに、総会の日時、場所、および議題を記載した通知を正会員に発送しなければならない。
- 5 総会の議長は出席者の中から選出する。
- 6 議決は出席者の過半数の同意により、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
但し、本条第3項第1号および第2号については出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第19条（理事会）

理事会は会長、副会長および理事をもって構成する。

- 2 理事会は原則年2回開催（4月・10月）する。但し、必要により臨時に開催することができる。
- 3 理事会は次の各号の事項を審議し、会務を分担執行する。
 - (1) 本会の運営及び事業に関する事項
 - (2) 予算及び収支決算並びに、総会に提出する審議事項
 - (3) その他、会長が必要と認めた事項
- 4 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。但し、書面による委任は出席とみなす。
- 5 理事会の議長は会長とし、副議長は副会長とする。但し、会長に任務遂行困難なことが生じたときは、副会長が議長を代行する。
- 6 理事会の審議事項の決定は出席者の過半数の同意により、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 7 正会員は正会員10名以上の賛同を得て議案を事務局に提出し、理事会に図ることができる。

第20条（役員報酬について）

会長、副会長、理事が会務を行うに際して、下記報酬を同窓会より支払う。

また、理事会決議のある場合は役員以外で会務に協力いただいた会員にも同様に報酬を支払うことができる。交通費・日当を含め1日あたり10,000円を支払うものとする。

第 5 章 資産及び会計

第21条（会 計）

本会の資産及び会計は次の各号のとおりとする。

- (1) 入会金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

2 本会の会計報告は、財産目録とともに総会の承認を受けなければならない。

第22条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 6 章 雑 則

（細 則）

第23条

この会則に関し、必要と思われる事項は別に細則に定めることができる。

細 則

〔入会金〕

入会金は次のとおりとする。

- (1) 入会金 12,000円
- (2) 原則として納入した入会金は返還しない。

〔表 彰〕

優秀な成績を収めた学生会員に対して表彰状または記念品を贈呈する。

記念品の額については、5,000円程度とする。

〔慶 弔〕

会員の婚姻、出産、死亡などについて、事務局への連絡があった場合、慶弔文を送る。

その他の慶弔（開業祝いなど）については、会長の判断によるものとする。

開業祝の額については、5,000円程度とする。

〔補助金〕

理事会で承認された勉強会や救護活動などについては、同窓会がこれを一部補助する。

〔交通費〕

理事会参加に係わる交通費については、原則支給する。

〔講師料〕

同窓会で招聘する講師に対する謝礼は原則以下の金額とする。但し、講師の知名度やその他の理由によりこの金額を上回る謝礼を支払う場合は、事前に全理事の了承を得るものとする。

医師・大学教授 50,000円，理学療法士・柔道整復師・鍼灸師等の国家資格保有者 30,000円，

朝日医療専門学校教員 10,000円

[平成21年7月11日施行]

[平成22年5月16日改定]

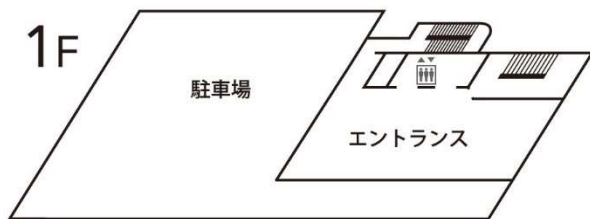
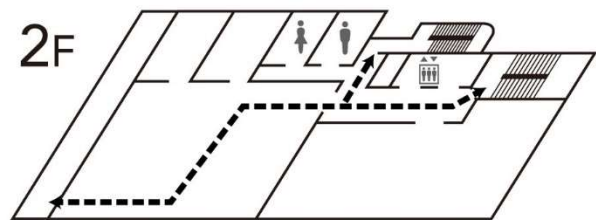
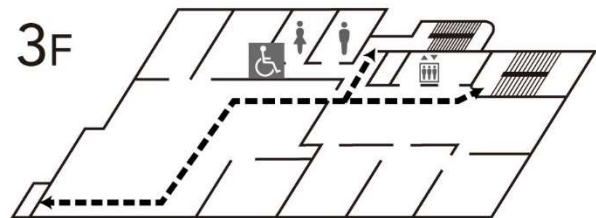
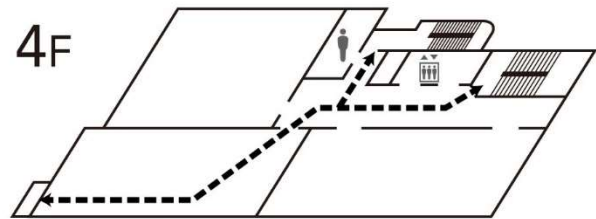
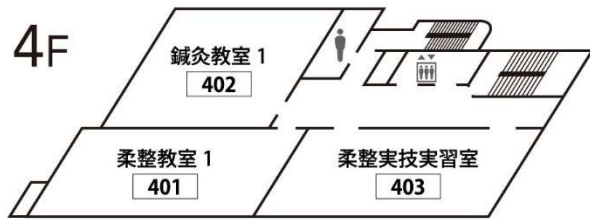
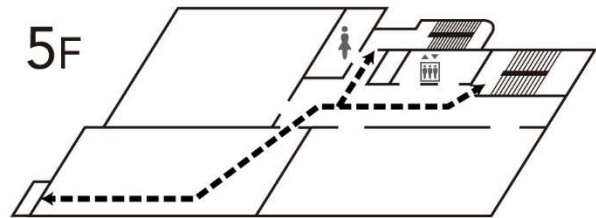
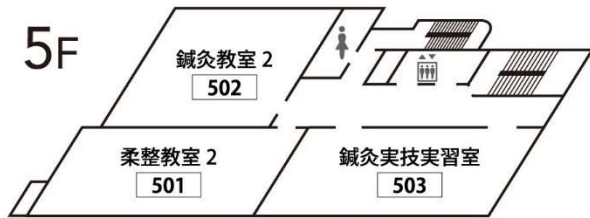
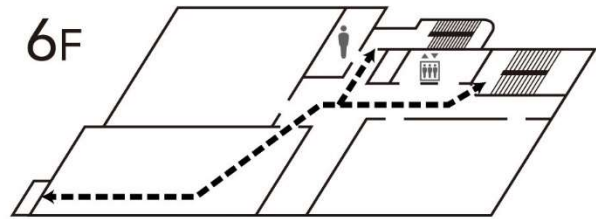
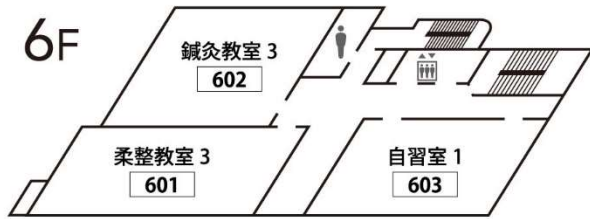
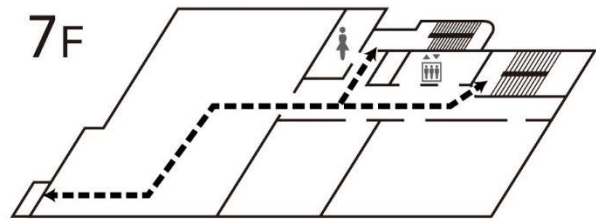
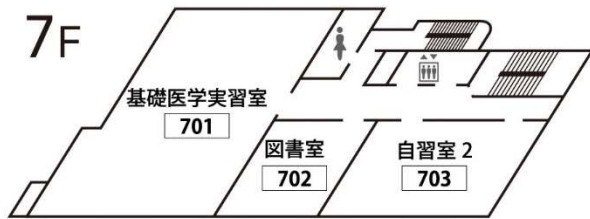
[平成26年6月21日改定]

[令和元年5月19日改定]

[令和 5年6月 4日改定]

教室等配置図

避難経路図



書 式 集

1. 公 欠 届
2. 治 癒 証 明 書
3. 身 上 変 更 届
4. 証 明 書 交 付 願
5. 学 割 証 交 付 願

※公欠の前後 1 週間以内に提出してください

※公欠処理の反映には、1 週間程度かかる場合があります

公 欠 届

年 月 日

学 科	柔道整復学科 ・ 鍼灸学科	学年	年	コース	午前 ・ 午後
学籍番号	氏名				

公共交通機関の遅延等の場合に記入	
年 月 日 ()	再履修科目の公欠を 申請する場合は <input checked="" type="checkbox"/>
1 時限目 科目名: _____	<input type="checkbox"/>
2 時限目 科目名: _____	
※2 限目遅刻していない場合は記入不要	
駅 ～ 西広島駅	
疾病（インフルエンザ等）、忌引き、その他の場合に記入	
年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)	
理由	
添付書類 (<input checked="" type="checkbox"/> をつける)	
<input type="checkbox"/> 公共交通機関の遅延証明書 (JR の場合不要、その他は裏面に日付・学籍番号・氏名を記入)	
<input type="checkbox"/> 治癒証明書もしくは医師の診断書 (登校停止期間の記載があるもの)	
<input type="checkbox"/> 会葬御礼 (死亡診断書または火葬許可証の写しでも可)	
<input type="checkbox"/> 派遣依頼書・活動内容がわかるパンフレット等 (学校が認めた校外活動の場合)	

校 長	副 校 長	教務管理者	学 科 長	事務管理者	教務事務	担 任

※公共交通機関遅延による公欠は教務事務までで処理

※忌引き日数

(2 親等以内：土日祝日を含む連続 7 日まで)

(3 親等以内：土日祝日を含む連続 2 日まで)

受付	受付印

治 癒 証 明 書

年 月 日

朝日医療専門学校広島校 校長殿

学 科	柔道整復学科 ・ 鍼灸学科	学年	年	コース	午前 ・ 午後
学籍番号		氏名			

※学生記入欄※

上記の者、下記疾患について、すでに治癒しており、他に感染のおそれはないので
登校しても差し支えないものと認めます。

記

病 名	
登校停止期間 ※記入必須	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

医療機関名
及び
医 師 名

㊞

身 上 変 更 届

年 月 日

朝日医療専門学校広島校 校長殿

学 科	柔道整復学科・鍼灸学科	学年	年	コース	午前・午後
学籍番号		氏名	⑩		
該当する 場合に☑	<input type="checkbox"/> Wライセンスサポートを受けている <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構の奨学生である <input type="checkbox"/> 保証人の変更がある（別途書類の提出が必要です）				

下記の通り、変更がありましたので、よろしくお願いたします。

記

※変更箇所のみ記入してください

住 所	現住所	〒		
	帰省先住所	〒		
	成績等 書類送付先	現住所 ・ 帰省先		
連絡先	自宅	()	—	
	携帯電話	()	—	
	緊急連絡先	()	—	
改 姓	漢字 () ふりがな ()			
アドレス	@			

以 上

事務管理者	事 務	担 任	受 付	受付印

証 明 書 交 付 願

年 月 日

朝日医療専門学校広島校 校長殿

学 科	柔道整復学科 ・ 鍼灸学科	学年	年	コース	午前 ・ 午後	
学籍番号		氏名				
生年月日	年 月 日					

下記により、証明書の交付をお願いします。

記

証明書の種類	申込部数	単 価	金 額
1 在学証明書	通	200円	円
2 成績証明書	通	200円	円
3 卒業証明書	通	200円	円
4 卒業見込証明書	通	200円	円
5 単位修得証明書	通	200円	円
6 その他証明書 ()	通	円	円
申 請 理 由	(具体的に記入すること) -----		

※交付を希望する証明書種類の申込部数・金額を記入してください

学 科 長	事務管理者	事 務	受 付	処理番号	領収印

※学校記入欄※

受金額		釣り銭		担当	
-----	--	-----	--	----	--

学割証交付願

年 月 日

朝日医療専門学校広島校 校長殿

学 科	柔道整復学科 ・ 鍼灸学科	学年	年	コース	午前 ・ 午後
学籍番号		氏名			
年齢	歳				

下記により、学割証の交付をお願いします。

記

旅行先	
旅行期間	年 月 日 () ~ 月 日 () まで 泊 日
旅行理由 (該当に○)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 休暇、所用による帰省 2. 実験実習等の正課の教育活動 3. 学校が認めた特別教育活動・体育活動に関する正課外の教育活動 4. 就職または進学のための受験等 5. 学校が就学上適当と認めた見学または行事の参加 6. 疾病の治療その他就学上支障となる諸問題の処理 7. 保護者の旅行の随行 (私事旅行は不可)
乗船・乗車 区間	駅 ~ 駅 (経由)
	駅 ~ 駅 (経由)
必要枚数	枚 片道 ・ 往復 ・ 連続 (希望するものを○で囲む)

学割証及び学割で購入した乗車券は他人に貸したり、譲渡したり出来ません。他人に譲渡する等の不正使用が発覚した場合は、本人への罰金とともに、学校が学割発行停止処分となります。絶対に不正使用はしないでください。

事 務	受 付	処理番号	受付印

学校法人 朝日医療学園
朝日医療専門学校広島校
〒733-0812

広島市西区己斐本町1丁目25-15
代表電話番号 (082) 507-1212